



## 開発行為等に関連する水道施設整備要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、開発者が開発区域内外の水道施設の工事施工、工事費用の負担、その他必要な事項を定め、開発行為等に関連して必要となる水道施設の整備を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要綱は、本市給水区域内で行われる次の各号に掲げる開発行為等で、本市水道事業より給水を受けようとする下記の者に対して適用する。

- ・アパート、売家、貸家、市場、事務所、工場、店舗、その他の施設を建設する者。
- ・前号のほか、特に水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が必要と認める者。

2 開発者は、連担する地域で工区を分けて連続又は継続して事業を実施する場合には、その全開発行為等について適用する。

### (事前協議)

第3条 開発者は、水道施設工事を施工する場合は、事前に管理者に申し出て、この要綱に基づき施工方法および整備に要する負担について協議を行うものとする。計画変更の場合も同様とする。

### (施設整備負担)

第4条 開発者は、開発行為等による新たな給水需要に応じるために、必要な水道施設の施設整備費用を負担するものとする。

### (工事の施工)

第5条 開発者は、管理者が水道施設工事受託施行する場合又は開発行為に関連する水道施設整備要綱取扱規程（以下「水道取扱規程」という。）に基づく工事の施工について、管理者と協議し施工するものとする。

### (費用負担額)

第6条 開発者は、水道施設工事の施工に要する費用（調査、協議、設計、工事、道路本復旧工事、その他）及び間接経費を負担するものとする。

### (管理者へ納入する額)

第7条 前条の費用負担について柏原市水道事業へ納入する額は次のとおりとする。

#### (1) 管理者が水道施設工事を受託施工する場合

ア 水道施設工事の施工に要する費用（調査、協議、設計、工事、道路本復旧工事、その他）の額とする。納入した水道施設工事の施工に要する費用は、工事完成後精算しないものとする。ただし、大規模開発等で管理者が特に必要と認めるときは過不足精算する。

イ 間接経費については、同号アの工事費の15%の額とする。

#### (2) 開発者が水道施設工事を施工する場合

ア 間接経費については、「水道取扱規程」により定めた額とする。

(水道施設工事の申請)

第8条 水道施設の工事を必要とする開発者は、あらかじめ管理者に水道施設工事申請書を提出するものとする。

(協定書の締結)

第9条 前条の水道施設工事申請書の提出により施工が決定した事業者は、管理者と水道施設工事の施工、施工に要する費用及び間接経費について協定書を締結するものとする。

(費用の納入等)

第10条 費用の負担は、開発者とする。

2 費用は前納とする。

3 開発者が、指定期限までに費用を納入しないときは、水道工事申請を取り消したものとみなす。ただし、管理者が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(水道施設の譲渡)

第11条 工事施工した水道施設は、工事完了検査合格後に柏原市水道事業に無償譲渡するものとする。

(要綱遵守の原則)

第12条 開発者が、開発事業等を行うに当たってこの要綱及び諸規定を遵守するものとする。

水道施設工事申請書  
(柏原市水道事業施工)

年 月 日

柏原市長 殿

開発者

住 所

氏 名

印

電 話

今般、柏原市給水区域内において下記のとおり、開発行為等を行う事にあたり関係図面及び必要書類を添えて水道施設工事を申請します。

開 発 区 域 の 位 置	
用 途 ・ 戸 数	・ 階建 戸

用途 → 戸建住宅・集合住宅・長屋住宅等

添付書類

1. 位置図
2. 開発区域の平面図（申請地を赤線で囲む）
3. 開発区域の丈量図
4. 土地利用計画平面図及び面積集計表
5. 高低を表す図面
6. 給水計画図・排水計画図
7. 開発許可書の写し
8. 集合住宅の場合は、建築確認済証の写し

水道施設工事申請書  
(開発者施工)

年 月 日

柏原市長 殿

開発者 住 所

氏 名 ⑩

電 話

今般、柏原市給水区域内において下記のとおり、開発行為等を行う事にあたり関係図面及び必要書類を添えて水道施設工事を申請します。

開 発 区 域 の 位 置	
用 途 ・ 戸 数	・ 階建 戸
水道施設施工業者	

用途 → 戸建住宅・集合住宅・長屋住宅等

水道施設施工業者の条件

- ①柏原市指定給水装置工事事業者
- ②柏原市建設工事入札参加資格業者（管工事か土木一式工事）又は建設業法第3条の規定に基づく管工事か土木一式工事の許可取得事業者でありかつ建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けている事業者

添付書類

1. 位置図
2. 開発区域の平面図（申請地を赤線で囲む）
3. 土地利用計画平面図及び面積集計表
4. 水道施設工事詳細設計図（縮尺 1/200～1/250）
5. 開発許可書の写し（集合住宅の場合は、建築確認済証の写し）
6. 道路法34条に基づく道路占用関係者の協議調書の写し
7. 建設業の許可証の写し、有効な経営事項審査結果通知書の写し
8. 配管工届
9. 開発地の地元区長の工事同意書

収入  
印紙

## 協 定 書

柏原市水道事業 柏原市長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、乙の行う別表水道施設の  
工事及びこれに伴う費用負担等に関し、次のとおり協定書を締結する。

### 記

第1条 甲は、別表水道施設工事を乙と協議のうえ施工する。

第2条 乙は、「開発行為等に関連する水道施設整備要綱取扱規程」の定めるところにより、次の金額を負担する。

(1) 工事費	円
(2) 間接経費	円
(3) 消費税	円
<hr/>	
合 計	円

第3条 前条の金額には、給水装置工事費及び口径別加入金は含まない。

第4条 乙は、第2条に規定する金額を 年 月 日までに甲に納入する  
ものとし、納入後に甲は工事に着手する。

第5条 甲は、負担金等について精算しない。

第6条 工事施工時期は、甲と乙で協議する。

第7条 この協定により完成した水道施設は、完了検査合格後すべて甲に譲渡する  
ものとする。

第8条 この協定後、物価変動その他により、この協定により難しいとき、またはこ  
の協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ定め  
るものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を  
保有する。

年 月 日

(甲) 住 所 柏原市安堂町1番55号

氏 名 柏原市水道事業

柏原市長 ○ ○ ○ ○

(乙) 住 所

氏 名 ,

[別 表]

事業名	
場 所	
面 積	
建設計画	

# 協 定 書

柏原市水道事業 柏原市長 (以下「甲」という。)と  
(以下「乙」という。)は、乙の行う別表水道施設工  
事の負担金等に関し、次のとおり協定を締結する。

## 記

(工事の位置及び内容)

第1条	開 発 の 位 置		
	開 発 の 概 要	開発有効面積	m <sup>2</sup>
		用途計画	
	工 事 の 概 要		
		管 種	
		管口径 φ	mm
		管延長 L=	m
	工 事 方 法	乙が施工業者に発注し水道施設工事を行う。	
	施 工 業 者		

(費用負担及び施行)

第2条 乙は、水道施設工事の施工に要する費用及び間接経費を負担し、施工する。

(間接経費)

第3条 乙は、開発行為等に関連する水道施設整備要綱並びに同取扱規程の定めるところにより、次の金額を負担する。間接経費の精算はしない。

(1) 間 接 経 費	¥	円 (千円止)
(2) 消 費 税	¥	円
合 計	¥	円

上記の金額には、給水装置工事費及び口径別加入金は含まない。

(工事の着手)

第4条 乙は、第3条に規定する金額を 年 月 日までに甲に納入  
するものとし、納入後に乙は工事に着手する。

(工事の遵守事項)

第5条 乙は、工事の施工について開発行為等に関連する水道施設整備要綱及び同



取扱規程、配水施設工事施行基準、道路占用許可条件、道路使用許可条件を遵守し、工事に使用する材料は、甲の承認したものを使用する。

(工事の変更)

第6条 工事施工上、設計変更を必要とする場合は、その都度甲乙協議の上、決定する。

(帰属)

第7条 乙は、甲へ水道施設工事完了届・検査願を提出し、検査合格した日をもって水道施設の所有権を乙から甲へ帰属する。

(瑕疵による修理補修)

第8条 乙は、無償譲渡日から2年以内に工事による瑕疵があった場合、乙の責任において修理及び補修を行うものとする。

(給水装置工事の申込)

第9条 給水装置工事申込は、別途申込むものとする。

(第三者に対する損害)

第10条 乙は、水道施設工事の施工に伴う損害が発生したときには、乙の責任において対処するものとする。

なお、第三者に損害を与えた場合には、乙の責により誠意をもって対処解決すると共に、書面により経過を甲に速やかに報告するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は、疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

(甲) 住 所 柏原市安堂町1番55号  
氏 名 柏原市水道事業

柏原市長 ○ ○ ○ ○

(乙) 住 所  
氏 名